

# 消費税改正にご注意！

## 1. 免税点の引下げ(3,000万円 1,000万円)

平成15年の課税売上高が1,000万円を超えると、平成17年は課税事業者としての申告が必要になります。

〔注意点〕

- 住宅家賃や土地の賃貸・譲渡、社会保険診療等是非課税のため、課税売上には含まれません。
- 原則課税を選択すると、関係書類の保存が必要になります。
- 簡易課税は経理処理等も簡単ですが、期限までに選択届出書の提出が必要であり、原則課税よりも不利になることがあります。
- 定期積金などを利用して、納税資金をお早めに準備してください。

## 2. 簡易課税基準の引下げ(2億円 5,000万円)

平成15年の課税売上高が5,000万円を超えると、平成17年は簡易課税の選択ができなくなります。

## 3. 総額表示の義務付け

平成16年4月1日から、消費者に対する価格表示は、消費税を含めた価格で行うことが義務付けられます。

〔注意点〕

- 義務違反に対する罰則は特にありません。
- 「100円(税込み105円)」という表示も認められることになりそうです。



詳細につきましては別途ご相談ください。

# 青色申告特別控除の改正！

## 1. 青色申告特別控除の引き上げ(55万円 → 65万円)

平成17年分の確定申告から、「正規の簿記の原則」に従って帳簿を作成した場合に認められる青色申告特別控除が、55万円から65万円に引き上げられます。

## 2. 簡易帳簿による45万円特別控除制度の廃止

従来認められていた、簡易帳簿を利用した45万円の青色申告特別控除は平成17年分の確定申告から廃止されます。

〔注意点〕

- 青色申告特別控除とは、事業所得及び事業的規模の不動産所得に認められている控除です。
- 本改正は、平成16年度の税制改正として、現在、国会審議中であり、変更される可能性がある点をご留意ください。
- 「正規の簿記の原則」に従った帳簿とは、法人のような総勘定元帳の作成ができていく程度とお考えください。パソコンの経理ソフトで記帳すれば比較的簡単に作成することも可能です。詳細は事務所までお尋ねください。



詳細につきましては別途ご相談ください。

# 高齢者等の課税強化！

## 1. 配偶者特別控除(上乘せ部分)の廃止

平成16年分から、配偶者の所得が0～38万円の時に認められていた配偶者特別控除38万円が廃止されます。

〔注意点〕

- 本来の配偶者控除、所得38～76万円の配偶者特別控除は継続されます。
- この改正は、平成15年の国会ですでに決定しています。

## 2. 老年者控除の廃止

その年の年末までの本人の年齢が65歳で、所得が1,000万円以下の場合に認められていた「老年者控除」が、平成17年から廃止されます。

## 3. 公的年金等控除額の引下げ

65歳以上の年金受給者に認められていた140万円の最低控除額が、平成17年分から、120万円に引き下げられます。

〔注意点〕

- 1～3の改正により、年額360万円程度の年金受給者の方の所得税と住民税は、約10万円増額となります(夫婦の世帯で他に所得がない場合)。
- 2～3の改正は、平成16年の国会で現在審議中であり、改正の可能性もあります。



詳細につきましては別途ご相談ください。

# 相続時精算課税制度って？

## 1. 2,500万円までの贈与については贈与税課税なし

平成15年分～の贈与について、贈与者と受贈者について一定の条件を満たせば、贈与財産2,500万円(住宅の場合1,000万円上乘せ)までは贈与税課税がなく、それを超えた場合は、20%の贈与税が課税されます。

〔注意点〕

- この制度は、65歳以上の贈与者が20歳以上の推定相続人(配偶者を除く)に対して贈与する場合に認められます。
- 贈与財産について特段の制限はありません。

## 2. 選択した贈与財産と贈与税は相続時に精算

相続時精算課税制度を利用して贈与された財産は、相続時に贈与時点の時価で相続財産に加算されます。

〔注意点〕

- 贈与時に納付した贈与税がある場合は、精算時の相続税から控除されます。

## 3. 選択は慎重に判断を！

相続時精算課税制度をいったん選択すると、その当事者間では暦年課税に戻ることができません。

〔注意点〕

- この制度は従来の贈与税ではなく、「相続税の前払」的な制度です。特典も大きいですが、複雑な問題となることも想定されますので、選択される場合はご家族ともじゅうぶんにお話し合いになり、慎重にご検討ください。



詳細につきましては別途ご相談ください。

# 電子申告スタート！

## 1. 平成16年4月から全国で

平成16年3月22日から税務署に行かないでも申告や届出書の提出ができる電子申告がスタートします。

〔注意点〕

- 名古屋国税局管内では、平成16年2月2日からスタートしています。
- 事前に「開始届出書」を税務署に提出することが必要です。
- 「公的個人認証局」からの認証が事前に必要になります。
- 従来どおり税理士を経由してストレスのかからない申告することも可能です。
- 実際の確定申告でのご利用は、平成17年になります。
- 電子化できない領収書等については、別途郵送等の手続きが必要となります。
- 従来の文書による提出がなくなるわけではありません。仮に電子申告で申告した場合でも、別途文書で申告することも可能です。

## 2. 納税も可能です

お取引されている銀行と手続きしておけば、ネットバンキングを利用した所得税等の納付も可能です。

〔注意点〕

- 銀行との手続きについては、直接銀行にお尋ねください。愛媛県内では大半の銀行で取扱い可能です。
- 今回は所得税等の国税のみの対応です。市県民税等の住民税の取扱いにはもう少し時間がかかる模様です。



詳細につきましては別途ご相談ください。